

江南市有料広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主財源確保のため、市が作成する印刷物及び市が管理する施設等に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告掲載の対象は、市が作成する印刷物及び市が管理する施設等で広告媒体として利用可能なもののうち、次の各号に掲げるもの（以下「広告媒体」という。）とする。

- (1) 市の広報
- (2) 市のホームページ
- (3) 市が発行する刊行物、印刷物
- (4) 封筒
- (5) その他広告媒体として活用できるもの

(広告の掲載主体に係る基準)

第3条 広告掲載希望者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者
- (2) 市から指名停止措置を受けている者
- (3) 市税等に滞納がある者
- (4) 政治性又は宗教性のある事業を行う者
- (5) 公序良俗に反する活動を行う者
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと関係を有する者
- (8) その他市長が適当でないと認める者

(掲載基準)

第4条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市としての公共性若しくは中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関するもの
- (4) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (5) 宗教性のあるもの又は思想的なもの
- (6) 個人又は団体等の意見広告又は名刺広告
- (7) 青少年の保護又は健全育成に反するもの

- (8) 求人広告及びこれに類するもの
- (9) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (10) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (11) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市が認めるもの（広告の募集）

第5条 広告の募集は、市の広報又はホームページにより行うものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、広告掲載料の最低価格を設定して、広告を募集することができる。

（広告掲載の申込み）

第6条 広告掲載希望者は、広告掲載を申し込むときは、所管課が定める書類及び広告案を市長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定）

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、広告掲載希望者に広告掲載決定通知書又は広告非掲載決定通知書により通知するものとする。

2 前項の規定により広告掲載の可否を決定するときは、次条に規定する江南市有料広告審査会（以下「審査会」という。）の審査に付するものとする。ただし、審査対象が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、審査会の審査を省略することができる。

(1) 過去6か月以内に掲載の決定を受けた広告と同一内容による継続した申込みであるもの

(2) 掲載中の広告について、軽微な変更を行う申込みであるもの

3 次条第1項の審査の結果、その内容が適当であると認められるものが同一広告掲載位置に複数あるときは、価格その他の条件により優先順位を決定し、順位が同じ場合は、その中から抽選によって掲載を決定するものとする。

（江南市有料広告審査会）

第8条 次の各号の審査を行うため、審査会を設置する。

(1) 広告掲載の可否に関するもの

(2) 広告案の内容に関するもの

(3) その他広告の掲載に関するもの

2 審査会は、部長級の職にある者をもって構成する。

3 審査会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長には総務部長、副委員長には、委員長があらかじめ指定する者をもって充てる。

4 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 審査会の庶務は、財政課で行う。

(広告掲載料の納入)

第9条 第7条第1項の規定により掲載可の決定を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、指定期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を市長が指定する方法で自己の負担により作成し、指定期日までに所管課へ提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容が第6条に規定する書類の記載内容及び広告案と相違していないこと、又は法令及びこの要綱に違反していないことを確認するものとする。

3 市長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿の変更を求めることができるものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告主は、第7条第1項の規定により掲載可の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告掲載の取消し)

第12条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告の内容が広告案と著しく相違するとき。

(2) 広告掲載料が指定期日までに納入されなかったとき。

(3) 広告原稿が指定期日までに提出されなかったとき。

(4) 公益上の理由により市が広告媒体を使用する必要性が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市が掲載を適当でないと認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第13条 納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことのできない理由により、広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(所管部署の定める基準)

第14条 広告媒体を所管する部署を所管部署とし、広告提出に係る事務を処理するものとする。

2 所管部署は、広告の取扱に関する基準その他必要な事項について定めるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告媒体への広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年12月20日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、施行後の募集から適用し、施行前の募集については、なお従前の例による。